

令和 7 年 度

千葉市稲毛区町内自治会
連絡協議会通常総会資料

日 時 令和 7 年 5 月 1 1 日（日）午前 1 0 時

会 場 穴川コミュニティセンター 1 階多目的室

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 次 第

1 開 会 の こ と ば

2 区連協会長挨拶

3 表 彰 式

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議事録署名人選出

7 議 案 審 議

報告第1号	令和6年度要望事項の報告について	P 2～4
議案第1号	令和6年度事業報告について	P 5～9
議案第2号	令和6年度収入支出決算報告について (令和6年度監査報告について)	P 10～11 P 12
議案第3号	令和7年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	P 13
議案第4号	令和7年度事業計画(案)について	P 14～15
議案第5号	令和7年度収入支出予算(案)について	P 16～17
議案第6号	監事選任について	P 18

8 閉 会 の こ と ば

令和7年度 受賞者名簿

(敬称略)

○稲毛区連協表彰内規第1条第1号

NO	地区	町内自治会名	氏 名
1	6	園生新和会	
2	49	黒砂台一丁目自治会	

○稲毛区連協表彰内規第1条第2号

NO	地区	町内自治会名	氏 名
1	20	天台親和会	
2	25	園生町日堀町内会	
3	37	山王町中央自治会	
4	39	新生会自治会	
5	41	エグゼ稲毛自治会	

○稲毛区連協表彰内規第1条第3号

NO	地区	町内自治会名	氏 名
1	41	長沼協和自治会	

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規【一部抜粋】
(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

- (1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。
- (2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。
- (3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

令和6年度要望事項の報告について

【市連協要望】

要望 1

第15地区（轟町中学校区）

【要望】開発に伴う学区の指定について

当地区では、開発に伴う学区が、行政の考え方のみで区境を超え、飛び地になって指定されている。行政の考え方は、将来推計と学校の受け入れ人数を机上で計算して判断しているだけで、このことによって惹起される問題や千葉市の地域ぐるみで子どもを育てるという考え方について十分な配慮がなされていない。

開発であっても、地域の子供には変わりはなく、地域ぐるみで子どもを育てるという考え方が少しでも反映されるよう、地域の意見を聴取したうえで、学区の指定を行うよう要望する。

【回答】

本市では、地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと学区の調整を行っており、子どもは自分の地域の学校に通うのが望ましいものと考えております。一方で、マンション等の大規模開発などで児童・生徒数が増えることにより、学区内の学校に教室不足が生じる見通しが出た場合の対応として近隣の受け入れ可能な学校に通学区域を変更しております。その際は、子どもの登下校時の安全確保等に向け、地域の皆様にセーフティウォッチャーなどのご協力をお願いしているところです。

ご要望にありました学区の指定の際に地域の皆様のご意見を伺うことは大変重要であると認識しております。今後、通学区域の変更を行う場合はできる限り地域の方のご意見を伺う機会を設けるようにいたします。

担当：教育委員会 学校教育部・学事課

要望 2

第25地区（草野中学校区）

【要望】 公民館の携帯用トイレの備蓄品を増やしてほしい

各中学校区の避難所は学校のほか、公民館があるが、公民館にはマンホールトイレがない。今回の能登半島地震では、携帯用トイレの備蓄品がその日のうちに無くなってしまい、大変困ったと現地の関係者が話していた。そのため携帯用トイレの備蓄品を増やし、災害に備えてほしい。

【回答】

本市では、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレ等を組み合わせて、国のガイドラインで示された、想定避難者 50 人当たり 1 基の数量を基準として確保しています。しかし、公民館で保管できる数量は限られているため、災害時に不足する場合には、区役所等の拠点倉庫等から配送することとしています。また、マンホールトイレの拡充も進めており、今後、公民館への整備も検討していきます。

担当：総合政策局 危機管理部 防災対策課

【区連協要望】

要望 1

第25地区（草野中学校区）

【要望】 スポーツセンター歩道橋の修繕について

スポーツセンター前の歩道橋を利用しているが、穴が開き歩きづらく、鉄の部分がさびてしまってボロボロになっているため修繕を行ってほしい。

また、修理不能であれば歩道橋を撤却し、横断歩道を設置してほしい。高齢者が多くなり、昇り降りがづらくなり、利用者が少なくなっている傾向である。

信号があるので歩行者にやさしい横断歩道を、ぜひお願いしたい。

【回答】

道路管理者である国土交通省千葉国道事務所に要望内容を伝えて参ります。

なお、千葉国道事務所からは、当面の対応として、カラーコーンを置いて安全措置を取っており、今後、必要な補修を実施していくと伺っております。

担当：建設局 道路部 道路計画課

令和6年度事業報告書

令和6年4月9日(火) 監事会 監事による監査を実施	稲毛区役所会議室において監事を開催し、下記事項を協議した。 1 令和5年度収入支出決算審査について 2 通常総会監査報告者の選任について
令和6年4月9日(火) 第1回三役会及び理事会	稲毛区役所講堂において三役会及び理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和5年度収入支出決算報告について 2 区連協役員の改選について 3 通常総会の実施方法等について 4 その他(市連協役員専門部会の選出等)
令和6年4月23日(火) 通常総会打ち合わせ会	稲毛区役所講堂において三役会及び理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 総会役割分担と総会スケジュールの確認について 2 当日の進行台本の確認について 3 区連協表彰について
令和6年5月12日(日) 通常総会	穴川CC多目的室にて通常総会を実施し、下記事項について報告及び決議した。 1 令和5年度事業報告について 2 令和5年度収入支出決算報告について (令和5年度監査報告について) 3 令和6年度役員(会長、副会長及び会計)の承認について 4 令和6年度事業計画(案)について 5 令和6年度収入支出予算(案)について 6 監事選任について
令和6年6月11日(火) 第2回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 稲毛区地区連協交付金について 2 令和6年度区連協要望事項について 3 その他(稲毛区民まつり出店募集要項等)
令和6年7月16日(火) 第3回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和6年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について 2 令和6年度区連協要望について 3 その他(稲毛区民まつり出演団体の推薦等)
令和6年10月20日(日)	第32回稲毛区民まつり

令和6年11月11日(月) 第4回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和6年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について 2 令和6年度区連協要望の結果について 3 その他（電動サイクルシェアサービス実証実験等）
令和7年1月16日(木) 第5回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 区連協表彰推薦依頼について 2 視察研修会について 3 令和7年度のスケジュールについて 4 町内自治会のしおり（稲毛区版）について 5 その他（投票立会人の依頼等）
令和7年2月5日(水) 視察研修会	下記施設において視察研修会を行った。 1 埋立処分場（東京都江東区） 2 本所防災館（東京都墨田区） 研修詳細については別紙「視察研修会報告」参照
令和7年3月5日(水) 第6回三役会理事会	稲毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和6年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について 2 令和6年度決算見込みについて 3 令和7年度通常総会の開催について 4 令和7年度区連協要望事項の提出について 5 その他（令和7年度地区連負担金・交付金（見込み）等）

令和6年度 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会報告

1. 視察日 令和7年2月5日(水)
2. 視察先 ・東京都埋立処分場(東京都江東区海の森)
 ・本所防災館(東京都墨田区横川)
3. 参加者 29名(区連協会長ほか25名の自治会長等及び3名の事務局職員)

4. 視察の概要

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会は、安心・安全・住みよいまちづくりの推進を活動目標のひとつに掲げ、様々な事業に取り組んでいる。

本年度は、地域から排出される生活ごみがどのように処分されるのか、また処理に際してどのような問題が起こっているのかを理解すること、また、日ごろから防災意識を高めていく目的のため、東京都江東区の「埋立処分場」と東京都墨田区の「本所防災館」への視察を実施した。

5. 視察内容

(1) 東京都埋立処分場

<施設概要>

東京都では、廃棄物処理の一環として、埋立処分場が利用されている。

主に一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分場として機能していて、年間約5万人が見学に訪れている。現在、ごみの量は1980年代の約1割に減っている。

1973年から埋め立てが始まり、現在に至っている。

・中央防波堤内埋立地

面積：約195ha

埋立面積：約78ha

埋立量(廃棄物)：約1,230万t

・中央防波堤外側埋立地

埋立面積：約115ha

<処理処分の流れ>

各家庭から出るごみを収集→中間処理場（清掃工場）で処理。

焼却炉で約 2 時間かけて焼却し容積を約 20 分の 1 にする。またその際に発生した熱を利用し発電をしている。嵩を小さくされたごみが埋立（最終処理場）処分場に運ばれてくる。そこには、粗大ごみの処理施設、および不燃物処理施設も併設されていて、資源としてリサイクルにまわしたり、ガラス片など燃やせないものを埋立処理している。

埋却法として、

- ・サンドイッチ工法（ごみを 3m 層、土を 0.5m 層で重ね、土で蓋をする）
- ・額縁工法（穴を掘りトラックから直接ごみを落として土で蓋をする）

がある。

※外側埋立処分場の詳細

東京ドーム 42 個分で高さ約 30m。主に清掃工場から出たごみ（灰）が運ばれ山となっている。土中からはメタンガスが発生しておりガス抜き用のパイプが 160 本設置されている。また、土中温度が約 70℃ある。山に降った雨は集水地に集められ、さらに 2 か所ある調整池に集められる。その後排水処理場で処理されて東京湾に流されている。

<所感>

広大な敷地の埋立地である。すべて都民の捨てたごみでできているとは信じがたかった。もともと海苔の養殖場であったところにこの施設を作ったとのこと。産業の変化も興味深い。ひと昔前に比べるとごみの減量化は進んでいると言われていて、この先およそ 50 年の埋立てが可能とされているが、今以上の埋立処分場を造ることができないとの見立てであるため、さらなるごみの減量化、SDG's の普及が急務だと感じた。

東京都埋立処分場での様子



(2) 本所防災館

<施設概要>

1995 年（阪神大震災発生年）に開館。安全な暮らしを目指すため、楽しみながら地震の揺れを体験したり、火災（特に煙）からの避難要領など、防災に関する知識や技術を学べる施設である。0m 地帯と呼ばれている水害に弱い地域に建っているのも、他の防災館にはない体験コーナーがある。

<今回体験した施設>

・都市型水害体験コーナー

浸水している状況でドアを押す際、どれだけ大きな圧力がかかっているのかを体感

○水位 10cm ⇒ なんとか押せる

○水位 20cm ⇒ なかなか押せない

○水位 30cm ⇒ 押せない

・地震体験コーナー

震度 1～7 の揺れ体験が可能。今回は震度 7 を体験。恐ろしい揺れであった。様々なことに気付かされた。そして、揺れが収まったら次の行動に移ることも重要であることも知ることができた。

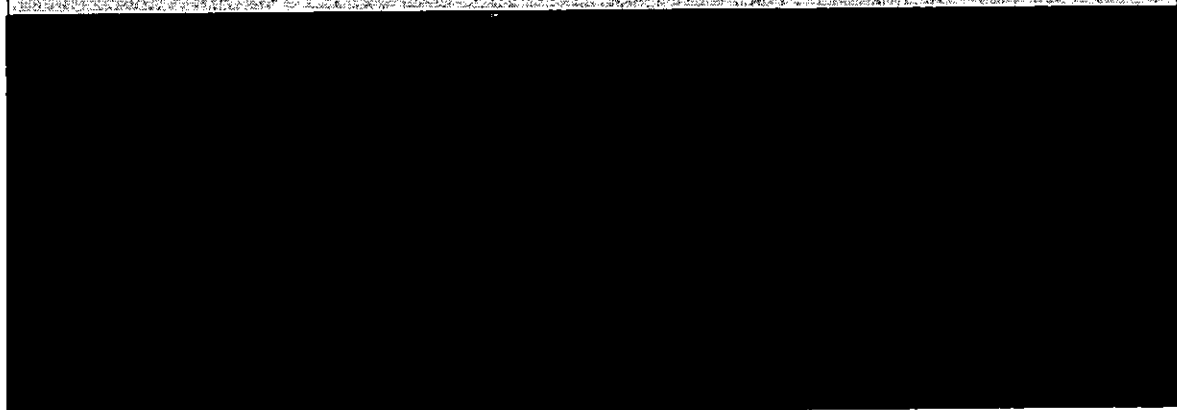
・暴風雨体験コーナー

風速 30m、雨量 50mm のまるで台風のような暴風を体験。何かにつかまっていなければ立っているのも困難な状況であった。

<所感>

異常気象によるゲリラ豪雨などの自然災害はいつ発生しても不思議ではない。天気予報を常に気にして、危ないところには近づかないという意識を持つこと、また煙の中から安全に避難する方法など命を守る行動の大切さを改めて実感することができた。今後の日常生活にいかしていきたい。

本所防災館での様子



6 行程表

稲毛区役所 ～ 東京都埋立処分場（視察） ～ 汐待茶寮（昼食） ～ 本所防災館（視察） ～ 幕張 PA（休憩） ～ 稲毛区役所

令和6年度収入支出決算書

収 入

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目					
補助金		1,539,000	1,539,000	1,486,973	▲ 52,027	区連協補助金の返還額:52,027 円 (地区連協交付金の戻入額:42,301円を含む)
	区補助金	1,539,000	1,539,000	1,486,973	▲ 52,027	
負担金		93,500	93,500	93,500	0	地区連協負担金(稲毛区内各地区連協) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	93,500	93,500	93,500	0	
繰越金		656,345	656,345	656,345	0	
	前年度繰越金	656,345	656,345	656,345	0	
雑収入		9	9	560	551	預金利子
	雑収入	9	9	560	551	
計		2,288,854	2,288,854	2,237,378	▲ 51,476	

支 出

(単位:円)

科 目		当初予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目						
事務費		400,000	0	400,000	345,971	54,029	
	事務費	400,000	0	400,000	345,971	54,029	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	0	183,000	73,953	109,047	
	総会費	153,000	0	153,000	60,786	92,214	総会に係る表彰用品・開催案内郵送代等
	役員会議費	30,000	0	30,000	13,167	16,833	会議飲料代・会場使用料等
旅費・報償費		376,000	0	376,000	321,980	54,020	
	活動研修費	250,000	0	250,000	214,980	35,020	視察研修会
	費用弁償	126,000	0	126,000	107,000	19,000	会議出席者交通費
交付金		788,000	0	788,000	745,069	42,931	
	交付金	788,000	0	788,000	745,069	42,931	稲毛区内各地区連協への交付金
交際費		20,000	0	20,000	8,000	12,000	
	交際費	20,000	0	20,000	8,000	12,000	賀詞交換会会費・弔慰金
予備費		521,854	0	521,854		521,854	
	予備費	521,854	0	521,854		521,854	預金利子551円
計		2,288,854	0	2,288,854	1,494,973	793,881	

(収入済額)

2,237,378円

(支出済額)

1,494,973円

=

(繰越予定額)

742,405円 (次年度へ繰越)

令和6年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 収入支出監査報告書

監査対象

令和6年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

監査期日

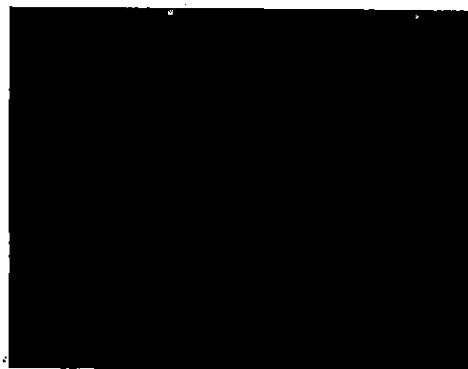
令和7年4月8日

監査所見

令和6年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和7年4月4日 監事

令和7年4月8日 監事



議案第3号

令和7年度役員（会長・副会長及び会計）の承認について

会 長 轟町中学校区



副会長 小中台中学校区



副会長 稲毛中学校区



会 計 草野中学校区



会 計 山王中学校区



令和7年度事業計画（案）について

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること。

区民参加の市政を推進するため、地域と行政を結ぶパイプ役として地域の発展に寄与貢献する。

2 住民福祉の向上と青少年の健全育成に資する良好な環境等の保全と住民相互の連帯意識の高揚を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する。

(1) ごみの積極的な減量、リサイクルの実践及びごみ捨てモラルの向上を図る。

(2) 駐車モラルの向上など、良好な交通環境の確保を図る。

(3) 地域における自主防災組織の結成を図る。

(4) 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の高揚を図る。

(5) 防犯活動（防犯パトロール等）の推進を図る。

(6) 稲毛区民まつりへ協力・参加をする。

(7) 青少年の健全育成に協力する。

3 要望事項を提出し、その達成を図る。

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関する諸事業についての要望事項を行政と共に検討し、その達成を図る。

4 その他必要な事項に関すること。

その他区連協活動の向上を図るための諸事業を実施する。

主な会議等の予定

R7 年度日程	内容
令和7年4月8日(火) 13:30~ (監事会) 14:00~ (三役会・理事会)	監事会 第1回三役会・理事会 ・役員改選 ・R6 年度事業報告、決算監査報告 ・R7 事業計画、予算計画 ・通常総会実施方法、等
令和7年4月22日(火) 14:00~ (通常総会 打ち合わせ会)	通常総会打ち合わせ会 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認
令和7年5月11日(日) 10:00~	通常総会
令和7年6月10日(火) 16:00~ (三役会・理事会) 18:00~ (懇親会)	第2回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手続 ・区連協要望事項検討 区連協懇親会
令和7年7月24日(木) 14:00~ (三役会・理事会)	第3回三役会・理事会 ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会
令和7年10月19日(日)	第33回稲毛区民まつり
令和7年11月10日(月) 14:00~ (三役会・理事会)	第4回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定 ・区連協要望事項の結果報告
令和8年1月15日(木) 16:30~ (三役会・理事会) 18:00~ (新年会)	第5回三役会・理事会 ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明 区連協新年会
令和8年2月5日(木)	視察研修会
令和8年3月4日(水) 15:00~ (三役会・理事会)	第6回三役会・理事会 ・R7 決算見込み ・R7 地区連交付金実績報告依頼 ・R8 通常総会について ・R8 要望事項の依頼

令和7年度収入支出予算書(案)

収入

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

(単位:円)

科目		本年度予算額	前年度決算	前年度予算額	増 減 (対前年度予算)	摘要
項	目					
補助金		1,516,000	1,486,973	1,539,000	▲ 23,000	区町内自治会連絡協議会運営補助金
	区補助金	1,516,000	1,486,973	1,539,000	▲ 23,000	
負担金		92,900	93,500	93,500	▲ 600	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	92,900	93,500	93,500	▲ 600	
繰越金		742,405	656,345	656,345	86,060	
	前年度繰越金	742,405	656,345	656,345	86,060	
雑収入		1,184	560	9	1,175	預金利子
	雑収入	1,184	560	9	1,175	
計		2,352,489	2,237,378	2,288,854	63,635	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度決算	前年度予算額	増 減 (対前年度予算)	摘要
項	目					
事務費		400,000	345,971	400,000	0	
	事務費	400,000	345,971	400,000	0	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	73,953	183,000	0	
	総会費	153,000	60,786	153,000	0	消耗品代・総会案内郵送代・区連協表彰経費等
	役員会議費	30,000	13,167	30,000	0	お茶等
旅費・報償費		376,000	321,980	376,000	0	
	活動研修費	250,000	214,980	250,000	0	視察研修会
	費用弁償	126,000	107,000	126,000	0	役員の交通費等
交 付 金		782,000	745,069	788,000	▲ 6,000	
	交 付 金	782,000	745,069	788,000	▲ 6,000	9地区連協への交付金(振込手数料含む)
交 際 費		20,000	8,000	20,000	0	
	交 際 費	20,000	8,000	20,000	0	弔慰金・見舞金
予 備 費		591,489	0	521,854	69,635	
	予 備 費	591,489	0	521,854	69,635	
計		2,352,489	1,494,973	2,288,854	63,635	

監事の選任について

監 事

監 事

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表(185自治会)

通番	地区	枝番	町内自治会等名
1	06	001	園生町内会
2	06	002	園生三和会
3	06	003	園生台自治会
4	06	004	園生町みどり会
5	06	005	園生町双葉自治会
6	06	006	グリーンプラザ園生自治会
7	06	007	園生新和会
8	06	008	稲毛パークハウス自治会
9	06	009	小中台町内会
10	06	010	小中台親和会
11	06	011	小仲台第五自治会
12	06	012	第二徳川園町内会
13	06	013	ビレッジハウス小中台自治会
14	06	014	小中台中央会
15	06	017	小仲台自治会
16	06	019	小仲台新向会自治会
17	06	023	イトーピア稲毛マンション自治会
18	06	024	宮野木町内会
19	06	025	宮野木第一自治会
20	06	026	小仲台中自治会
21	06	027	コープ園生自治会
22	06	028	園生ガーデニアハイツ自治会
23	06	029	園生町園和会
24	06	030	野村宮野木住宅地自治会
25	06	031	稲毛ビューハイツ自治会
26	06	032	ソフィア稲毛自治会
27	06	033	ワコーレ稲毛ガーデン自治会
28	06	034	第5稲毛ハイツ自治会
29	06	035	光建ホーム稲毛自治会
30	06	037	第2稲毛ハイツ管理組合自治会
31	06	038	第3稲毛ハイツ管理組合自治会
32	06	039	テラスハウス稲毛管理組合自治会
33	06	040	コスモ稲毛グランエール自治会
34	06	041	宮野木あさま台自治会
35	06	042	ライオンズガーデン園生町自治会
36	06	044	フラワーヒルズ自治会
37	06	045	プライムステージ稲毛小中台自治会
38	06	046	ダイアパレス稲毛緑園自治会
39	06	047	アクアフォレスト・ルネ稲毛自治会
40	06	048	さくら自治会
41	06	049	小仲台住宅2号棟自治会
42	06	050	ウィズ稲毛ヒルトップテラス自治会
43	06	052	Brillia稲毛自治会
44	06	053	稲毛小仲台緑の会
45	06	054	宮野木町第1団地4棟・5棟管理組合
46	06	055	稲毛ヒルトップ・フォート自治会
47	06	056	園生の丘自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
48	15	001	轟町第一親睦会
49	15	002	轟町第一団地自治会
50	15	003	轟町一丁目自治会
51	15	004	第3轟住宅親和会
52	15	005	轟町新生自治会
53	15	006	轟町五一四自治会
54	15	007	轟町四丁目町内会
55	15	008	轟町3丁目自治会
56	15	009	轟町親交会
57	15	012	轟町さくら会
58	15	013	弥生県営住宅弥生会
59	15	014	弥生町自治会
60	15	017	穴川町会
61	15	018	弥生会
62	15	020	黒砂台高灯会
63	15	021	ハッコー稲毛マンション自治会
64	15	022	県営住宅轟団地自治会
65	15	023	シャルム稲毛自治会
66	15	024	轟住宅自治会
67	15	025	シャルム西千葉自治会
68	15	026	西千葉パーク・ホームズ自治会
69	15	027	轟町第一団地2棟自治会
70	15	028	ユービセーヌ西千葉自治会
71	15	029	シーアイマンション西千葉自治会
72	15	030	轟町五丁目自治会
73	15	031	ウィズ西千葉自治会
74	15	032	ハイホーム稲毛チェリーヒルズ自治会
75	19	001	稲毛一丁目第一自治会
76	19	002	稲毛1丁目第2自治会
77	19	005	稲毛三丁目町内会
78	19	006	稲毛三丁目自治会
79	19	007	稲毛三丁目いずみ自治会
80	19	008	稲毛東町内会
81	19	009	稲毛南部自治会
82	19	010	稲毛アルコール自治会
83	19	011	稲毛東5丁目自治会
84	19	012	稲毛東6丁目自治会
85	19	013	稲毛東6丁目まつき自治会
86	19	014	稲毛町5丁目自治会
87	19	016	稲毛台自治会
88	19	017	稲丘町自治会
89	19	018	ハイマート稲毛自治会
90	19	019	稲毛台サンハイツ自治会
91	19	020	サンコーボ稲毛自治会
92	19	021	稲毛海岸自治会
93	19	022	コスモ稲毛ロイヤルステージ自治会
94	19	024	稲毛2丁目自治会
95	19	025	レジデンシャルコート稲毛自治会
96	19	026	ウェリス稲毛自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
97	20	002	天台ともしび自治会
98	20	003	天台親和会
99	20	004	天台新栄会
100	20	005	千草台団地自治会
101	20	006	萩台・天台あざみ自治会
102	20	007	萩台わかば自治会
103	20	008	萩台町自治会
104	20	009	西千葉サンハイツ自治会
105	25	001	園生町草野町内会
106	25	002	園生県営住宅自治会
107	25	003	園生長者山町会
108	25	004	園生町日堀町内会
109	25	005	園生町美園会
110	25	008	朝日自治会
111	25	009	草野団地町内会
112	25	010	京成園生団地自治会
113	25	011	長沼中央自治会
114	25	012	あやめ台自治会
115	25	014	コープ野村園生自治会
116	25	015	池の辺自治会
117	25	016	ダイアパレス稲毛自治会
118	25	017	ヴィルフォーレ稲毛団地管理組合法人
119	25	019	園生町サニークレスト稲毛自治会
120	25	021	ルネ・園生自治会
121	25	022	園生町新日自治会
122	25	023	ルネサンスアリーナ稲毛自治会
123	25	024	ザ・クイーンズガーデン稲毛自治会
124	25	025	ウィズ稲毛管理組合
125	37	001	小深町自治会
126	37	002	六方町自治会
127	37	003	小深町菱和団地自治会
128	37	004	あけぼの台自治会
129	37	005	長沼原台自治会
130	37	006	長沼原町自治会
131	37	007	山王町東自治会
132	37	008	山王町中央自治会
133	37	009	山王町西町内会
134	37	010	山王町南自治会
135	37	011	ゆかりの杜自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
136	39	001	作草部町第二町内会
137	39	002	作草部親交会
138	39	003	作草部県住自治会
139	39	004	作草部町都賀自治会
140	39	005	新生会自治会
141	39	006	作草部親和会
142	39	008	作草部第一町内会
143	39	009	作草部第三町内会
144	39	010	ハイマート西千葉自治会
145	39	011	西千葉グリーンハイツ自治会
146	39	017	東寺山町若緑会
147	39	018	ハイマート千葉自治会
148	39	019	NICガーデンハイム西千葉自治会
149	39	021	レーベンハイム西千葉自治会
150	39	022	天台町内会
151	39	023	POPTOWN町内自治会
152	41	001	京成宮野木団地自治会
153	41	002	京成宮野木第二自治会
154	41	003	第一徳川園自治会
155	41	004	宮野木しずか台自治会
156	41	005	宮園自治会
157	41	006	京友会自治会
158	41	007	長沼町京成団地自治会
159	41	008	東建タウンハウス親和会
160	41	009	東建稲毛住宅自治会
161	41	010	稲毛ファミールハイツ自治会
162	41	011	長沼協和自治会
163	41	012	あやめ台団地住宅管理組合
164	41	013	東宮野木自治会
165	41	014	長沼町京成第三団地自治会
166	41	016	あやめ台住宅地自治会
167	41	017	緑が丘自治会
168	41	018	つくしの台自治会
169	41	019	ライフタウン稲毛自治会
170	41	020	エグゼ稲毛自治会
171	41	021	長沼町内会
172	41	023	長沼町寿会
173	41	024	長沼町モアステージ稲毛自治会
174	41	025	若葉の丘自治会
175	41	026	宮の杜自治会
176	41	027	コスモアベニュー稲毛自治会
177	41	028	オーベル稲毛長沼管理組合
178	41	029	稲毛ローズタウン自治会
179	41	030	北宮野木自治会
180	49	005	緑町一丁目自治会
181	49	006	緑町西部自治会
182	49	007	黒砂第一自治会
183	49	009	黒砂北部自治会
184	49	010	黒砂台一丁目自治会
185	49	012	黒砂1丁目自治会

千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、稲毛区役所地域づくり支援課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、稲毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組 織

(組 織)

第4条 本会は稲毛区内の町内自治会長を会員とし、別表に掲げる地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉県町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会	長	1名	理	事	若干名	
副	会	長	2名	監	事	2名
会	計	2名				

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。

3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、稲毛区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。

4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、会長の指示をうけて本会の会計及び経理を司る。

4 理事は、理事会を組織し会長の指示をうけて会務を司る。

5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会、及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）事業計画及び事業報告に関する事項

（2）予算及び決算に関する事項

（3）会則の改正に関する事項

（4）その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理 事 会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三 役 会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたとき会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

（1）理事会に提出する事項の審議に関すること。

（2）会務の執行上必要なこと。

第 4 章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第 5 章 補 則

(会則の改正)

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会にはかつて定める。

附 則

この会則は、平成4年5月17日より施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月14日より施行する。

別表（第4条関係）

地区町内自治会連絡協議会名		
1	第 6 地区（小中台中学校区）	町内自治会連絡協議会
2	第 1 5 地区（轟町中学校区）	町内自治会連絡協議会
3	第 1 9 地区（稲毛中学校区）	町内自治会連絡協議会
4	第 2 0 地区（千草台中学校区）	町内自治会連絡協議会
5	第 2 5 地区（草野中学校区）	町内自治会連絡協議会
6	第 3 7 地区（山王中学校区）	町内自治会連絡協議会
7	第 3 9 地区（都賀中学校区）	町内自治会連絡協議会
8	第 4 1 地区（緑が丘中学校区）	町内自治会連絡協議会
9	第 4 9 地区（緑町中学校区 緑・黒砂）	町内自治会連絡協議会

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

- (1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。
- (2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。
- (3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の決定)

第3条 第1条第2号・第3号の該当者については、会長が調査し、また、第1号の該当者については、理事の推薦により、それぞれ三役会理事会に付議したのち、総会において表彰するものとする。

(推せん書の提出)

第4条 前条により、第1条第1号の該当者を推せんする場合は、理事の推せん理由を付した推せん書をあらかじめ会長に提出しなければならない。

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第6条 第1条各号に該当する表彰は、重複ならびに再表彰しないものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める在職年数の計算の始期は平成22年4月1日とする。

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会見舞金及び弔慰金内規

(趣旨)

第1条 この内規は、千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会員（以下「会員」という。）の見舞金及び弔慰金について、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金)

第2条 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会理事が傷病したときは、次の見舞金を贈る。

10日以上入院 5,000円

(弔慰金)

第3条 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会員が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

弔慰金 5,000円

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。